

大阪市教育委員会規則第11号

大阪市教育委員会電子署名規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、大阪市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）、大阪市教育委員会の所管する学校その他の教育機関及び市長部局の長における電子署名の実施及び当該電子署名に係る電子証明書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例及び大阪市電子署名規則（令和8年大阪市規則第72号。以下「市規則」という。）の例による。

(電子証明書の管理)

第3条 電子証明書は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は情報システムに記録するとともに、滅失、毀損、漏えい、改ざん等のないよう適正に管理しなければならない。

(電子証明書管理者の設置)

第4条 電子証明書の管理の責めに任ずるため、電子証明書管理者を置く。

2 電子証明書管理者は、電子証明書を記録した電磁的記録媒体又は情報システムを管理する主管課長（当該電磁的記録媒体又は情報システムを管理する事務を主管する課長又は担当課長をいう。）又はこれに準ずる者をもって充てる。

(電子署名実施者)

第5条 教育次長は、電子証明書を使用して電子署名を実施する課等に、その使用する電子証明書ごとに電子署名の実施者（以下「電子署名実施者」という。）を置き、当該課等に属する職員のうちから指名する。

2 電子署名実施者は、教育次長の命を受け、電子署名の実施に係る審査その他電子署名の実施に関する事務に従事する。

(事故代決)

第6条 電子証明書管理者若しくは電子署名実施者に事故があるとき又は電子証明書管理者若しくは電子署名実施者が欠けたときは、教育次長があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

(電子署名機能の整備に係る協議)

第7条 教育次長は、情報システムに電子署名の実施に係る機能を備えようとするときは、電子署

名の実施方法、電子証明書の管理方法等について、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

2 教育次長は、前項の規定による協議の内容を変更しようとするときは、変更しようとする事項について、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

(電子署名機能の廃止に係る協議)

第8条 教育次長は、情報システムの電子署名の実施に係る機能を廃止しようとするときは、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

(登録)

第9条 教育次長は、電磁的記録媒体又は情報システムに記録される電子証明書について台帳を作成し、市規則が定める事項を登録しておかなければならない。

(電子署名の実施手続)

第10条 電子署名の実施の手続は、市規則の例による。

(事故報告)

第11条 電子証明書管理者は、電子署名の実施又は電子証明書の管理において、市規則の例に該当するときは、速やかにその内容を教育次長に報告しなければならない。

(施行の細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。